

令和6年度愛知郡広域行政組合入札参加資格審査申請書提出要領
〔建設工事〕

令和6年度に愛知郡広域行政組合が発注する建設工事の入札等に参加を希望される場合は、次の事項に留意の上、審査申請書を提出してください。

1. 受付期間

令和6年2月1日～2月15日まで（土・日・祝日を除く） 午前9時～午後5時
（郵送可：当日消印有効）

2. 受付場所

愛知郡広域行政組合 総務課 （愛知郡広域行政組合3階）
《郵送先》〒527-0108 滋賀県東近江市小八木町16番地

3. 審査基準日

令和6年1月1日

4. 申請者の資格

次の要件を満たしていること。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者（成年被後見人及び被保佐人でない者）及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 入札参加資格制限を受けていないこと。
- (3) 建設業法第3条の規定に基づく許可を受けている者（支店、営業所等で登録を申請する場合は、当該支店、営業所等で許可を受けていること。）で、指名希望工事に対応する許可建設工事について、審査基準日までに許可取得後2年以上経過していること。
- (4) 建設業法第27条の23第1項の規定による経営に関する事項の審査を受けていること。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。

5. 有効期間

令和6年度の1年間

6. 参加希望工事

参加希望工事種別は、「別表2」の16種別のうち1者1業種とします。ただし県内事業者は2業種とします。希望工事種別は建設業法の許可業種とは異なるので注意してください。

7. 提出方法及び注意事項

- (1) 提出書類は、1部とし金属金具のないA4縦フラットファイル【色：青系】に提出書類一覧の「No.」順に綴ること。
- (2) フラットファイルの表紙及び背表紙には、『令和6年度入札参加資格審査申請書【建設工事】』、及び『商号又は名称』を明記すること。
- (3) 添付書類のうち官公署の発行する証明書等は、原寸大かつ鮮明な写とすること。
- (4) 発行〇か月以内の基準日は、申請日とする。

8. 提出書類一覧

No.	書類の名称	様式等	備考
1	愛知郡広域行政組合入札参加資格審査申請書（建設工事）	指定様式（様式1）	記入要領参照のこと
2	委任状	指定様式（様式2）	支店等で登録する場合のみ
3	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書	（写）	最新のもの
4	建設業許可通知又は証明書	（写）	・許可通知は、許可期間が有効なもの ・証明書の場合は、発行3か月以内のもの ・支店等で登録する場合は、支店等の許可が分かるもの
5	技術職員調	任意様式	・技術職員1人につき参加希望工事は1業種とする。

			・技術者が30人以上の場合は30人分までとする。
6	納税証明書	(写可)	発行3か月以内の国税及び地方税に未納のないことを証するものとし、委任先がある場合の地方税(都道府県税及び市町村税)の証明は、委任先の所在地のものとし、未納がない証明でも可とする。
7	使用印鑑届	指定様式(様式3)	
8	建設業退職金共済事業加入・履行証明願(書)	(写可)	加入している場合
9	工事経歴書	任意様式	過去1年分
10	支店・営業所一覧表	任意様式	
11	舗装工事用機械等調書	指定様式(様式4)	舗装工事の参加を希望する者のみ
11	商業登記事項証明書	(写可)	法人のみ 発行3か月以内のもの
任意様式については滋賀県又は国土交通省の様式に準じたものとする。			

9. 記入要領

【様式第1号】愛知郡広域行政組合入札参加資格審査申請書(建設工事)

(1) 申請者

[主たる営業所の所在地]※

「県内」・「県外」から選択する。

[申請区分]※

新規に参加希望(提出)する場合は「新規」以前から本組合に登録(提出)している場合は「継続」、参加希望工事を変更又は追加する場合は「変更」

[委任先の有無]※

支店等で登録する場合は、「有」とし委任状を必ず添付してください。

[所在地]

県名を省略して記入してください。

[商号又は名称][代表者職・氏名]

・省略せず記入し、社印、代表者印(実印)を押印してください。ただしフリガナ欄の「カブシキガイシャ」等の法人の種類は記入しないでください。

・個人事業者の場合は、屋号がある場合のみ記入し、ない場合は空欄としてください。

(2) 建設業許可

[許可番号]

許可区分(前2桁 大臣:「00」滋賀県知事:「25」)と番号(後6桁)の8桁で記入

[許可年月日]

参加希望工事に対応する建設業の許可日(許可更新日)を記入してください。なお、複数ある場合、最も古い年月日を記入してください。

[許可業種]

令和6年1月1日現在で2年以上経過し、かつ直前決算の経営事項審査を受審し「総合評定値の請求」までしている許可業種について入札参加希望の有無に関わらず、一般建設業許可については「1」、特定建設業許可について、「2」を記入してください。(略号は別表1参照)

(3) 参加希望工事

[参加希望工事種別]※

16種類(別表2)から希望するものを記入してください。

[参加希望工事種別コード]※

別表2を参照して記入してください。

[新規継続区分]※

参加希望工事について、新規に参加する場合は「1」、前回から継続して参加する場合は「2」を記入してください。

[対応許可業種略号] [対応許可業種コード]※

上記(2)で記入した建設業許可業種から各参加希望工事に対応するものを記入してください。
ただし、新規に入札参加申請する場合に、その参加希望工事についての実績が直前2年のいずれの年度においてもない許可業種は記入できません。(別表1参照)

[技術職員数]・[平均完成工事高]・[元請平均完成工事高]

申請書に添付する「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の該当する項目値を参加希望工事ごとに記入してください。

※印項目は指定様式のエクセルファイルで作成する場合は、リストからの選択又は自動入力となります。

10. 受付票について

郵送による申請で受付票を希望される場合は、所要の切手を貼った封筒又ははがきを同封してください。

(別表1) 建設工事の種類略号・コード表

種類	略号	コード	種類	略号	コード	種類	略号	コード
土木一式	土	01	鋼構造物工事	鋼	11	熱絶縁工事	絶	21
建築一式	建	02	鉄筋工事	筋	12	電気通信工事	通	22
大工工事	大	03	ほ装工事	ほ	13	造園工事	造	23
左官工事	左	04	しゅんせつ工事	しゅ	14	さく井工事	井	24
とび・土工・コンクリート工事	と	05	板金工事	板	15	建具工事	具	25
石工事	石	06	ガラス工事	ガ	16	水道施設工事	水	26
屋根工事	屋	07	塗装工事	塗	17	消防施設工事	消	27
電気工事	電	08	防水工事	防	18	清掃施設工事	清	28
管工事	管	09	内装仕上工事	内	19	解体工事	解	29
タイル・れんが・ブロック工事	タ	10	機械器具設置工事	機	20			

(別表2) 参加希望工事の略号・コード表

種類	略号	コード	種類	略号	コード	種類	略号	コード
土木一式	土	51	機械設備	機	57	法面処理	法	63
建築一式	建	52	塗装	塗	58	建築附帯	附	64
舗装	舗	53	造園	園	59	交通安全施設	交	65
電気設備	電	54	さく井	井	60	清掃施設	清	66
消防施設	消	55	鉄骨	鉄	61			
給排水冷暖房	給	56	橋梁上部	橋	62			

(参考)参加希望工事と建設業の許可建設工事との種類別と対応関係

参加希望工事	建設工事の種類	建設工事の例示
土木一式工事 (土・51)	土木一式工事 [土・01]	土木一式工事 下水道管渠工事 農村下水道管梁工事
	とび・土工・ コンクリート工事 [と・05]	くい打ち工事 くい抜き工事 場所打ぐい工事 土工事 コンクリートブロック据付け工事 掘削工事 根切り工事 発破工事 盛土工事 コンクリート工事 くい工事 コンクリート打設工事 コンクリート圧送工事 プレスト レストコンクリート工事 地滑り防止工事 地盤改良工事 ボーリンググラウト工事 土留め工事 仮締切り工事 捨石工事 外溝工事 はつり工事 トンネル防水工事 土木系モルタル防水工事
	石工事 [石・06]	石積み(張り)工事 コンクリートブロック積み(張り)工事
	タイル・れんが・ ブロック工事 [タ・10]	コンクリートブロック積み(張り)工事 レンガ積み(張り)工事
	鋼構造物工事 [鋼・11]	閘門・水門等の門扉設置工事
	しゅんせつ工事 [しゅ・14]	しゅんせつ工事
	水道施設工事 [水・26]	取水施設工事 浄水施設工事 配水施設工事 下水施設工事
	解体工事 [解・29]	工作物解体工事
建築一式工事 (建・52)	建築一式工事 [建・02]	建築一式工事
	大工工事 [大・03]	大工工事 型枠工事 造作工事
舗装工事 (舗・53)	ほ装工事 [ほ・13]	アスファルト舗装工事 コンクリート舗装工事 ブロック舗装工事 路盤築造工事
電気設備工事 (電・54)	電気工事 [電・08]	発電設備工事 送配電線工事 引込線工事 変電設備工事 構内電気設備(非常用電気設備を含む。)工事 照明設備工事 電車線工事 信号設備工事 ネオン装置工事
	電気通信工事 [通・22]	電気通信線路設備工事 電気通信機械設置工事 放送機械設置工事 空中線設備工事 データ通信設備工事 情報制御設備工事 TV電波障害防除設備工事
消防施設工事 (消・55)	消防施設工事 [消・27]	屋内消火栓設置工事 スプリンクラー設置工事 水噴霧・泡・ 不燃性ガス・蒸発性液体または粉末による消火設備工事 屋外消火栓設置工事 動力消防ポンプ設置工事 火災報知設備工事 漏電火災警報器設置工事 非常警報設備工事 金属製避難はしご・ 救助袋・緩降機・避難橋又は排煙設備の設置工事
給排水冷暖房工 事 (給・56)	管工事 [管・09]	冷暖房設備工事 冷凍冷蔵設備工事 空気調和設備工事 給排水・ 給湯設備工事 厨房設備工事 衛生設備工事 浄化槽工事 水洗 便所設備工事 ガス管配管工事 ダクト工事 管内更生工事 消雪 設備工事 農村下水道の浄化槽工事(下水道法による流域処理施設 に排水するものを除く。)

	熱絶縁工事 [絶・21]	冷暖房設備・冷凍冷蔵設備・動力設備または燃料工業・化学工学工業等の設備の熱絶縁工事
機械設備工事 (機・57)	機械器具設備工事 [機・20]	プラント設備工事 運搬機器設置工事 内燃力発電設備工事 集塵機器設置工事 給排水機器設置工事 揚排水機器設置工事 ダム用仮設備工事 遊技施設設置工事 舞台装置設置工事 サイロ設置工事 立体駐車設置工事
塗装工事 (塗・58)	塗装工事 [塗・17]	塗装工事(交通安全施設に伴う塗装を除く。)溶射工事 ライニング工事 布張り仕上工事 鋼構造物塗装工事
造園工事 (園・59)	造園工事 [造・23]	植栽工事 地被工事 景石工事 地ごしらえ工事 公園設備工事 広場工事 園路工事 水景工事
	石工事 [石・06]	石積み(張り)工事 コンクリートブロック積み(張り)工事 (造園工事に伴うもの)
	タイル・れんが・ ブロック工事 [タ・10]	コンクリートブロック積み(張り)工事 レンガ積み(張り)工事 (造園工事に伴うもの)
さく井工事 (井・60)	さく井工事 [井・24]	さく井工事 観測井工事 還元井工事 温泉掘削工事 井戸築造工事 さく孔工事 石油掘削工事 天然ガス掘削工事 揚水設備工事
鉄骨工事 (鉄・61)	鋼構造物工事 [鋼・11]	鉄骨工事 鉄塔工事 石油・ガス等の貯蔵用タンク設置工事 屋外広告工事
	鉄筋工事 [筋・12]	鉄筋加工組立て工事 ガス圧接工事
橋梁上部工事 (橋・62)	土木一式工事 [土・01]	橋梁上部工事(陸橋・歩道橋を含む。) P. C.
	鋼構造物工事 [鋼・11]	橋梁上部工事(陸橋・歩道橋を含む。)
法面処理工事 (法・63)	防水工事 [防・18]	アスファルト防水工事 モルタル防水工事 シーリング工事 塗膜防水工事 シート防水工事 注入防水工事
	とび・土工・ コンクリート工事 [と・05]	現場吹付法砕工事 アンカー工事 落石防止網工事 モルタル吹付 け工事 種子吹付け工事 厚層基材吹付け工事 客土吹付け工事 植生ネット工事
建築附帯工事 (附・64)	左官工事 [左・04]	左官工事 モルタル工事 モルタル防水工事 吹付け工事 とぎ出し工事 洗い出し工事
	とび・土工・ コンクリート工事 [と・05]	とび工事 ひき工事 足場等仮設工事 重量物の揚重運搬配置工事 鉄骨組立て工事 建築物解体工事
	屋根工事 [屋・07]	屋根ふき工事 文化財屋根ふき工事
	タイル・れんが・ ブロック工事 [タ・10]	タイル張り工事 築炉工事 石綿スレート張り工事
	板金工事 [板・15]	板金加工取付け工事 建築板金工事
	ガラス工事 [ガ・16]	ガラス加工取付け工事
	防水工事 [防・18]	防水工事(建築物に伴うもの)
	内装仕上工事	インテリア工事 天井仕上工事 壁張り工事 内装間仕切り工事

	[内・19]	床仕上工事 たたみ工事 家具工事 防音工事
	建具工事 [具・25]	金属製建具取付け工事 サッシ取付け工事 金属製カーテンウォール 取付け工事 シャッター取付け工事 自動ドア取付け工事 木製建具取付け工事 ふすま工事
	建築一式工事 [建・02]	文化財建造物修理工事
	大工工事 [大・03]	文化財建造物修理大工工事
交通安全施設工 事 (交・65)	とび・土工・ コンクリート工事 [と・05]	道路付属物設置工事（カーブミラー、ガードレール、道路標識設置 工事） 物品で購入した看板設置工事（交通安全施設に伴うもの）
	塗装工事 [塗・17]	塗装工事 路面標示工事（交通安全施設に伴うもの）
	電気工事 [電・08]	道路照明設備工事 交通信号設備工事（交通安全施設に伴うもの）
	電気通信工事 [通・22]	電気通信線路設備工事 電気通信機械設備工事 放送機械設置工事 空中線設備工事 データ通信設備工事 情報制御設備工事（交通 安全施設に伴うもの）
	機械器具設置工事 [機・20]	（交通安全施設に伴うもの）
清掃施設工事 (清・66)	清掃施設工事 [清・28]	ごみ処理施設工事 し尿処理施設工事